

前橋市地震体験車訓練派遣事業実施要項

平成31年4月18日から適用する。

取扱担当課 前橋市役所 防災危機管理課（3階） 電話 027-898-5935（直通） 027-224-1111（内線2935）

1	要項の趣旨	地震体験車を用いた防災訓練の派遣事業について、必要な事項を定める。
2	実施目的	市民に対し地震時に備える知識及び技能を講話及び実際の体験により取得させる。
3	派遣区域	前橋市内
4	派遣対象	次の団体が実施する防災訓練、防災学習等（防災啓発を伴わないイベントや祭り、営利事業は派遣対象外とする。） (1) 前橋市内の自主防災会（又は自治会）、事業所等 (2) その他防災危機管理課長が認める団体
5	派遣しない日	(1) 12月29日から1月3日まで (2) 本市が地震体験車を使用する日 (3) 地震体験車の修理、点検等で運用上支障がある日
6	事業実施枠	次のいずれかの区分で実施する。 (1) 午前枠 8時30分から11時30分まで (2) 午後枠 1時30分から5時15分まで
7	予約・申請受付、派遣決定	予約及び申請は、当年度分について、午前又は午後の枠で受け付ける。 (1) 予約受付 ア 第一次予約受付 自主防災会（又は自治会）を対象に当年度の防災事業意向調査を実施し、予約を受け付ける。この場合において、希望が重複した場合は抽選により決定する。 イ 第二次予約受付 第一次予約受付の結果、希望日程で予約を受けられなかった自主防災会（又は自治会）を対象に、受付期間を設けて先着順で予約を受け付ける。 ウ 随時受付 第一次予約受付及び第二次予約受付を実施した後、

		<p>全団体を対象に先着順で、随時、予約を受け付ける。</p> <p>エ 受付実施時期</p> <p>予約受付の実施時期等については、防災危機管理課長が別に定める。</p> <p>(2) 派遣申請</p> <p>(1)の予約受付のあった団体は、原則、派遣希望日程の30日前までに、派遣申請書（別記様式）を提出しなければならない。ただし、自主防災会については、自主防災会訓練計画書の提出をもって代えることができる。</p>
8	体験者留意事項	<p>(1) 職員の指示に従うこと。</p> <p>(2) 喫煙、飲食は行わないこと。</p> <p>(3) 脱靴すること。</p> <p>(4) 体調の悪い時は乗車しないこと。</p> <p>(5) 上記のほか、次の事項に留意すること。</p> <p>ア 起震ハウス内1回あたりの体験者数は、大人、子供を問わず原則4名までとなること。</p> <p>イ 体験可能な者は、健康な者で、かつ、体験を希望する者であること。</p> <p>ウ 起震ハウス内は、脱靴、禁煙、飲食禁止となること。</p> <p>エ 転倒等の危険防止に十分注意すること。</p> <p>オ 妊娠している者、1歳未満の乳児、酩酊者、子どもを背負いながらの体験は、参加者の安全のため禁止であること。</p> <p>カ 幼児（小学校就学前）に対する起震体験については、保護者、又は責任のある者の同乗が必要となること。</p> <p>キ 高齢者、幼児等配慮を要する者が体験する場合は、震度及び実施時間を調整する場合があること。</p>
9	派遣条件	<p>(1) 地震体験車の出入りが確保（幅3m、高さ4m）でき、安全に体験実施ができる会場（縦6m、横11m）を用意すること。</p> <p>(2) 概ね30人以上の参加を予定する防災訓練、又は防災学習等であること。</p>
10	派遣中止	次の条件のいずれかに当てはまるときは派遣を中止する。

		<p>なお、気象情報を踏まえた派遣中止は、前日 17 時までに防災危機管理課長が判断し、派遣を希望する団体に連絡するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 災害発生の恐れがあるとき（注意報及び警報の発表、台風接近予報など）。(2) 派遣日程で雨天及び降雪の予報があるとき。(3) 防災訓練等の実施内容が変更になり、派遣条件にあわなくなったとき。
--	--	---